

産業医意見書ひな形 3 種

(別紙「判断ポイント解説」は別ファイル)

サクセス株式会社産業医事務所
医師・代表産業医 中村 一

本ひな形は、産業医面談報告書兼意見書の 3 類型 (A) 復職・復職後フォロー用、(B) 在職者の就業配慮判定用、(C) 主治医宛情報提供依頼書のそれぞれの骨格と、その作成時に意識する判断ポイントの解説を収録したものである。判断ポイントの解説は、別紙として別ファイルに収録している。

収録内容

ひな形 A：産業医面談報告書 兼 産業医意見書（復職・復職後フォロー用）

ひな形 B：産業医面談報告書 兼 産業医意見書（在職者の就業配慮判定用）

ひな形 C：主治医宛 情報提供依頼書

別紙　：産業医意見書 作成上の判断ポイント解説（別ファイル）

産業医面談報告書 兼 産業医意見書

ひな形 A | (復職・復職後フォロー用)

【事業場名】 御中

【面談実施日】

サクセス株式会社産業医事務所

医師・代表産業医 中村 一

実施した産業医面談に関して、以下のとおり、お伝え申し上げます。

記

対象従業員	【氏名 様】
事業場	【事業場名】
所属	【部署・役職】
面談実施日	【日付・時刻】
面談実施場所	【会議室名／オンライン等】
面談形式	【対面／オンライン（Zoom 等）】
同席者	【人事・所属長氏名／なし】
産業医	中村 一

<面談実施の目的>

【例：休職中の本人の現病状・就業継続意思・生活状況を確認し、職場復帰可否及び今後必要な就業上の配慮について評価するため、産業医面談を実施した。】

<事前情報の要点>

【人事・所属長からの事前情報、主治医診断書、これまでの経過、休職開始日、これまでに提供された診断書等の内容を要約する。】

<現在の主治医情報>

主治医からの直近の情報は以下のとおりである。

【（主治医の医療機関名・診療科は原則として記載しないか、必要最小限にとどめる。「〇〇クリニック（心療内科）」等ではなく「主治医」と表現し、診断名の記載も情報提供の必要性を検討したうえで判断する。）】

＜本人からの聴取内容＞

1. 現在の症状・生活リズム

【例：睡眠時間、日中の活動状況、通院頻度、服薬遵守、症状の推移。復職直前2週間の睡眠・活動状況が復職判断上重要となるため、可能な限り具体的に聴取する。】

2. 就労意欲・復職希望

【例：本人の復職意思の強さ、復職後の職務内容・部署に対する希望、想定している負荷。】

3. 業務遂行に関する自己認識

【例：本人が想定する業務遂行可能な範囲、逆に不安がある業務内容、休職前と比較しての体力・集中力の自己評価。】

4. その他（本人からの相談事項等）

【必要に応じて記載。】

＜産業医としての評価＞

1. 現時点の健康状態

【主治医情報及び本人聴取内容を踏まえた、産業医としての病状評価を記載する。主治医意見と産業医評価は峻別する（＝主治医が就業可能と述べていることのみをもって復職可能と結論しない）。】

2. 業務遂行能力の評価

【職務内容と対比した業務遂行可能性の評価を記載。特に、認知機能、集中力、対人ストレス耐性、勤怠安定性の各観点から検討する。】

3. 再燃・再発リスクの評価

【復職後の再燃リスクを、①服薬遵守状況、②生活リズム、③想定される職場ストレス、④社会的サポート状況の各観点から評価する。】

4. 法的観点からの留意

復職・労務提供の可否は、主治医の診断書の結論のみで決まるものではなく、労働契約上の職務・配置転換の可能性、具体的業務、就業規則、医学的所見及び就業上の配慮の実現可能性を踏まえて

個別に検討する。職種を特定せずに雇用された従業員については、配置可能性のある他業務への就労可能性も検討対象となり得る（片山組事件・最一小判平成10年4月9日）。職種限定の合意がある場合は、当該合意を踏まえて別途検討する。

【必要に応じて、当該事例に即して更に個別化した法的観点を記載する。】

＜産業医意見＞

1. 就業区分に関する産業医意見（通常勤務／就業制限／要休業）

以下のいずれかを選択し、他を削除する（判断ポイントの解説は別紙参照）。就業上の措置の内容は、産業医意見、本人の実情及び事業場の状況を踏まえ、貴社においてご判断いただきたい。

【（A）産業医意見として、現時点での復職は時期尚早であり、生活リズム及び業務遂行に必要な状態が確認されるまで療養の継続が相当と考える（要休業）。】

【（B）産業医意見として、現時点では就業可能性について追加情報の取得後に再評価することが相当と考える。】

【（C）産業医意見として、現時点では就業制限のもとでの復職が相当と考える。具体的な制限内容は下記2.に記載する。】

【（D）産業医意見として、現時点では通常勤務が相当と考える。】

2. 必要な就業上の配慮（該当時のみ記載）

【例：時間外労働の禁止、休日出勤の禁止、深夜勤務の禁止、業務量の〇割程度からの段階的復帰、危険作業からの一時的除外、対人折衝業務からの一時的除外、テレワーク併用の検討、通院日の勤務調整、産業医面談の〇週ごとの継続等。】

3. 会社に対する助言事項

【例：本人と所属長・人事との復職面談の実施、復職プログラムの明文化、就業状況のモニタリング体制、産業医との情報連携。就業上の措置の内容は、産業医意見、本人の実情及び事業場の状況を踏まえ、貴社においてご判断いただきたい。】

＜今後の対応方針＞

1. 次回産業医面談

【例：復職後〇週後、または症状変化時に随時。】

2. 主治医への情報提供依頼（該当時）

【ひな形C「主治医宛 情報提供依頼書」を参照し、必要な照会事項を確認のうえ、本人の同意を得て発出する。】

3. 会社との情報連携

【本人の健康情報は、就業上の措置の検討に必要な最小限の範囲で取り扱う。法令に基づく健康診断後又は面接指導後の措置のために作成する場合は、あらかじめ利用目的及び取扱方法を周知したうえで、事業場担当者に提出する。もっとも、この場合も、面談の詳細な記録、診断名、治療内容その他の医学的情報を一律に交付するものではなく、交付する内容は、就業区分、必要な就業上の措置、その期間及び連携上必要な事項を基本とする（労働安全衛生法第 104 条）。復職可否の判定等、法令上の手続に基づかない任意の面談として実施した場合、又は法定の措置と直接関係しない情報を記載する場合は、提供する項目、目的、提供先、共有範囲及び保存方法を本人に説明し、明示的な同意を得た範囲で提出する。いずれの場合も、健康情報の具体的な取扱いは、事業場の健康情報等取扱規程に基づく。】

以上

産業医面談報告書 兼 産業医意見書

ひな形 B | （在職者の就業配慮判定用）

【事業場名】 御中

【面談実施日】

サクセス株式会社産業医事務所

医師・代表産業医 中村 一

実施した産業医面談に関して、以下のとおり、お伝え申し上げます。

記

対象従業員	【氏名 様】
事業場	【事業場名】
所属	【部署・役職】
面談実施日	【日付・時刻】
面談実施場所	【会議室名／オンライン等】
面談形式	【対面／オンライン（Zoom 等）】
面談区分	【健診後／一般長時間（超過時間・疲労蓄積・申出日）／研究開発（100 時間超・申出不要）／高度プロ（健康管理時間 100 時間超・申出不要）／高ストレス（申出日）／任意相談】
同席者	【人事・所属長氏名／なし】
産業医	中村 一

<面談実施の目的>

【面談区分（該当するものを選択）】 ☐ 健康診断後の就業上の措置の検討 ☐ 長時間労働の面接指導：一般の従業員は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた時間が 1 か月当たり 80 時間を超え、疲労の蓄積が認められ、本人の申出がある場合（労働安全衛生法第 66 条の 8、労働安全衛生規則第 52 条の 2 第 1 項及び第 52 条の 3 第 1 項） ☐ 研究開発業務従事者は同時時間が 1 か月当たり 100 時間を超える場合、申出を要しない（労働安全衛生法第 66 条の 8 の 2） ☐

高度プロフェッショナル制度適用者は、健康管理時間について同時間が1か月当たり100時間を超える場合、申出を要しない（労働安全衛生法第66条の8の4） □ 高ストレス者からの申出に基づく医師による面接指導 □ 任意の健康相談・就業配慮の検討】

＜事前情報の要点＞

【該当する事前情報を記載。例：面談区分、直近3か月の時間外・休日労働時間又は健康管理時間、疲労の蓄積、本人申出日（該当時）、健診結果の要点、ストレスチェック結果の要点、本人からの相談内容等。】

＜本人からの聴取内容＞

1. 現在の勤務状況・業務負荷

【例：担当業務内容、業務量、繁忙期・閑散期の別、時間外労働の実情、休日取得状況、通勤時間、テレワーク併用の有無。】

2. 自覚的な健康状態

【例：睡眠時間・睡眠の質、疲労感、食欲、頭痛・肩こり等の身体症状、抑うつ気分・不安等の精神症状。】

3. 生活習慣

【例：飲酒、喫煙、運動習慣、食生活、休日の過ごし方。】

4. 職場環境・人間関係

【例：上司・同僚との関係、業務上の悩み、ハラスメントの有無、相談窓口の利用状況。】

5. 現在の医療機関受診状況

【例：既往歴、服薬状況、直近の受診歴、主治医からの就業上の指導内容。】

6. 本人からの相談・要望事項

【必要に応じて記載。】

＜産業医としての評価＞

1. 健康リスクの評価

【聴取内容と客観情報（時間外労働時間、健診結果、ストレスチェック結果等）を突き合わせた健康リスクの評価を記載する。】

2. 業務起因性の検討

【現在の健康状態と業務との関連性について、現時点で判断可能な範囲で記載する。断定的表現は避け、「関連性は否定できない」「業務が一因である可能性がある」等の表現を用いる。】

＜産業医意見＞

1. 就業区分に関する産業医意見（通常勤務／就業制限／要休業）

【（A）産業医意見として、現時点では通常勤務が相当と考える。】

【（B）産業医意見として、現時点では通常勤務を基本としつつ、以下の就業上の配慮を検討することが望ましいと考える（就業制限）。】

【（C）産業医意見として、健康保持のため就業制限とする就業上の措置を検討することが相当と考える（配慮内容は下記 2. のとおり）。】

【（D）産業医意見として、現時点では医療機関への受診勧奨を行い、主治医情報取得後に就業区分を再評価することが相当と考える。】

【（E）産業医意見として、健康保持のため要休業とする就業上の措置を検討することが相当と考える。】

2. 必要な就業上の配慮

【例：時間外労働の月○時間以内への制限、深夜勤務の制限、業務量の調整、対人折衝業務の負荷軽減、テレワーク併用の許可、通院日の勤務調整、産業医面談の継続。】

3. 事業者に対する助言事項

【例：業務分担の見直し、上司との定期面談の設定、ハラスメント相談窓口の再周知、休日取得の徹底、次回産業医面談までの経過観察。就業上の措置の内容は、産業医意見、本人の実情及び事業場の状況を踏まえ、貴社においてご判断いただきたい。】

＜今後の対応方針＞

1. 次回産業医面談

【例：○か月後、または症状変化時に随時。】

2. 会社との情報連携

【本意見書は、労働安全衛生法に基づく健康診断後の措置又は面接指導後の措置のために事業者が取り扱う情報であり、あらかじめ利用目的及び取扱方法を周知したうえで事業場担当者に提出する。この場合も、記載する内容は、就業区分、必要な就業上の措置、その期間及び連携上必要な事項を基本とし、面談の詳細な記録、診断名、治療内容その他の医学的情報を一律に記載するものではない（労働安全衛生法第 104 条）。本人が申し出た詳細な医学的情報を記載する場合、及び法定の措置と直接関係しない情報を記載する場合には、提供する項目、目的、提供先及び共有範囲を本人に説明し、明示的な同意を得た範囲に限る。健康情報の具体的な取扱いは、事業場の健康情報等取扱規程に基づく。】

以上

主治医宛 情報提供依頼書

【主治医氏名 先生 御机下】

【発出日】

サクセス株式会社産業医事務所

医師・代表産業医 中村 一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼のほどを申し上げます。

さて、下記の患者様は現在、【事業場名】にご勤務中であり、当職が当該事業場の産業医を担当しております。当該患者様の職場における就業上の措置を検討するにあたり、下記事項につきまして、先生の医学的所見を伺いたく、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご回答のほどを賜りますようお願い申し上げます。産業医が職場情報を踏まえて意見を形成し、就業上の措置は事業者がご判断いただくことを前提としております。

なお、本情報提供依頼は、ご本人に照会項目、目的、提供先、利用・共有範囲、保存及び問合せ先を説明し同意を得たうえで発出しております。取得した情報は、当該事業場における就業上の措置の検討及び産業医意見形成に必要な範囲でのみ使用し、事業場の健康情報等取扱規程に基づき厳重に管理いたします。

敬具

記

対象患者	【氏名（フリガナ）・生年月日・性別】
事業場	【事業場名】
所属・職務内容	【部署・役職・具体的職務内容】
労働時間	【所定労働時間・時間外労働の実情】
勤務形態	【日勤／交替勤務／夜勤／出張の有無等】

<照会事項>

以下 10 項目のうち、☒を付した項目につき、可能な範囲でご回答をお願い申し上げます。ご回答が困難な項目につきましては、その旨をご記載いただければ幸いです。

【本書面の発出前に、照会を要する項目の☐を☒に変更し、照会しない項目は削除する。】

☐ 1. 現在の診断名

【（回答欄）】

☐ 2. 現在の病状

【主要症状の消長、寛解の程度、通院頻度、次回受診予定等について。】

☐ 3. 現在の治療内容

【処方薬（薬剤名・用量・投薬期間）、精神療法・カウンセリングの実施状況等について。】

☐ 4. 服薬遵守状況・治療への協力状況

【服薬遵守の程度、通院の継続性、生活指導への協力状況等について。】

☐ 5. 再燃・再発リスクの見通し

【現時点における再燃・再発リスクの評価、再燃時に想定される症状、リスク因子等について。】

☐ 6. 業務遂行能力に関する所見

【注意力・集中力・記憶力・判断力等の認知機能、対人ストレス耐性、勤怠安定性等について。】

☐ 7. 現職務（下記記載）への就業に関する医学的所見・就業配慮の必要性

【職務内容：【職務内容の具体的記載】】

【現職務について、留意すべき症状・機能面、必要な配慮内容（時間外制限、危険作業の回避、対人折衝業務の調整等）について。就業上の措置は、産業医意見及び事業場の状況を踏まえ事業者がご判断いただくことを前提とする。】

☐ 8. 他職種・軽作業への就業に関する医学的所見（該当時）

【現職務が困難な場合の他職種または軽作業での就業可能性について。】

☐ 9. 今後の見通し

【症状の見通し、治療期間の見込み、業務遂行能力の回復見通し等について。】

☐ 10. その他、産業医として認識しておくべき事項

【必要に応じてご記載ください。】

＜本件に関する連絡先＞

サクセス株式会社産業医事務所 代表産業医 中村 一

〒470-2202 愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古 2 番地 22

（本件に関するご返信は、同封の返信用封筒または上記住所宛にご郵送ください）

以上